

町有財産売却の流れ（公募先着順）

申込み

「普通財産購入申込書」及び「誓約書」に必要事項を記載し、必ず持参によりお申込みください。

■申込受付期間

令和8年3月31日（火）まで（有効な申込みを受付けた時点で終了します。）
土・日曜、祝日、年末年始を除く 午前8時45分～午後5時30分

■申込受付場所

羽幌町財務課管財係（役場庁舎2階）
〒078-4198 羽幌町南町1番地の1 電話 0164-68-7001（課直通）



買受予定者の決定・契約の締結

買受予定者として決定された場合は、原則その決定から7日以内に売買契約を締結していただきます。契約方法は、書面契約（従来の紙による契約）または電子契約となります。

■契約締結時に必要なもの

（1）書面契約の場合

収入印紙（契約用、1,000円）、印鑑（印鑑登録済のもの）、印鑑登録証明書

（2）電子契約の場合

- ①羽幌町から電子署名依頼メールを送信しますので、契約書の内容を確認し、署名手続きを完了してください。
- ②買受予定者、羽幌町双方の署名完了後、電子署名完了メールが届きますので、契約締結済みの文書をダウンロードしてください。



売買代金の支払い

売買契約締結後、納入通知書を発行しますので、売買代金を納めてください。
支払期限は納入通知書の発行日から20日以内となります。



所有権の移転・物件の引渡し・登記

所有権は、売買代金が完納されたときに移転し、同時に現在の状態のまま物件の引渡しがあったものとしします。なお、所有権移転登記の手続きは、売買代金完納後に羽幌町が行います。

■所有権移転登記に必要なもの

- ・売買代金領収書（写し）
- ・登録免許税分の収入印紙 ※金額は納入通知書送付の際にお知らせします
- ・住民票抄本（住民票コード付）（法人の方は、登記事項証明書）
- ・印鑑（印鑑登録済のもの）
- ・土地・建物受領書 ※納入通知書送付の際に同封します